

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 2010年12月1日
最近の改正 2019年5月29日
公益財団法人NEC C&C財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人NEC C&C財団（以下「本財団」という）の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (2)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給及び額の決定)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は年額とし、一人当たり年額1千万円を超えない範囲内で、評議員会で決定する。
- 3 評議員会に出席した評議員及び理事会を傍聴した評議員には、それぞれ出席又は傍聴の都度、1日当たり定額の報酬を支払うことができる。ただし、その額は、定款第18条に定めるとおり、毎年度一人当たり総額10万円を超えない範囲で、評議員会が決定する。
- 4 理事会に出席した非常勤役員には、出席の都度、定額の報酬を支払うことができる。ただし、その額は、定款第37条に定めるとおり、毎年度一人当たり総額10万円を超えない範囲で、評議員会が決定する。
- 5 評議員会及び理事会を傍聴した顧問には、傍聴の都度、1日当たり定額の報酬を支払うことができる。ただし、その額は、毎年度一人当たり総額10万円を超えない範囲で、評議員会が決定する。

(交通費)

第4条 日本電気株式会社 в籍以外の役員・評議員・顧問が理事会・評議員会に出席又は傍聴した場合、都内・近郊の役員・評議員には片道あたり交通費として一律2,000円を支払い、これを超える場合には実費を支払う。その他の地域の役員・評議員・顧問には旅費（グリーン車または航空機）実費相当額を支払う。

(宿泊費)

第5条 宿泊を伴わざるを得ない場合には、一泊20,000円を上限として実費を支払う。

(通勤費)

第6条 常勤の理事には、その費用発生の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする、

附則 この規程は、2019年5月29日から施行する。